

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 2 月 1 日
【会社名】	佐渡汽船株式会社
【英訳名】	Sado Steam Ship Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 健
【本店の所在の場所】	新潟県佐渡市両津湊353番地
【電話番号】	(0259)27－5174
【事務連絡者氏名】	総務課長 野田 悟
【最寄りの連絡場所】	新潟市中央区万代島 9 番 1 号
【電話番号】	(025)245－2366
【事務連絡者氏名】	経理課長 渡辺 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成24年11月12日開催の取締役会において、平成25年4月1日を効力発生日（予定）として、日本海内航汽船株式会社を吸収合併する方針について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

当該臨時報告書の記載事項のうち、未確定事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

- (1) 当該吸収合併の相手会社についての事項
- (3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他吸収合併契約の内容
- (4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

3【訂正内容】

訂正箇所は、_____（下線）を付して表示しております。

2 報告内容

- (1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

- ④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

（訂正前）

資本関係	当社は日本海内航汽船株式会社の発行済株式総数の3.62%を保有しております。 日本海内航汽船株式会社は当社の発行済株式総数の0.53%を保有しております。
人的関係	当社は日本海内航汽船株式会社の社員を貨物部門の技能職員として <u>12名</u> 受け入れております。 <u>（平成24年10月31日現在）</u>
取引関係	当社は日本海内航汽船株式会社に対して貨物輸送に関する委託を行っております。

（訂正後）

資本関係	当社は日本海内航汽船株式会社の発行済株式総数の3.62%を保有しております。 日本海内航汽船株式会社は当社の発行済株式総数の0.53%を保有しております。
人的関係	当社は日本海内航汽船株式会社の社員を貨物部門の技能職員として <u>11名</u> 受け入れております。 <u>（平成24年12月31日現在）</u>
取引関係	当社は日本海内航汽船株式会社に対して貨物輸送に関する委託を行っております。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

(訂正前)

- ① 省略
- ② 吸収合併に係る割当ての内容
現時点では未定であります。
- ③ その他の吸収合併契約の内容

効力発生日は平成25年4月1日を予定しております。その他の吸収合併契約の内容は現時点では未定であります。

(訂正後)

- ① 省略
- ② 吸収合併に係る割当ての内容

会社名	<u>佐渡汽船株式会社</u> <u>(存続会社)</u>	<u>日本海内航汽船株式会社</u> <u>(消滅会社)</u>
合併比率	<u>1</u>	<u>4</u>
合併により発行する新株式数	普通株式306,048株	

(注) 日本海内航汽船株式会社の株式1株に対して、佐渡汽船株式会社の株式4株を割当て交付する。ただし、佐渡汽船株式会社が保有する日本海内航汽船株式会社株式2,872株については、合併による株式の割当ては行わない。

- ③ その他の吸収合併契約の内容

合併契約書

佐渡汽船株式会社（以下「甲」という。）と日本海内航汽船株式会社（以下「乙」という。）とは、両社の合併に関し次のとおり契約を締結する。

(合併の形式)

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号 佐渡汽船株式会社

本店 新潟県佐渡市両津湊353番地

(2) 吸収合併消滅会社

商号 日本海内航汽船株式会社

本店 新潟県新潟市中央区万代島8番26号

(合併の対価)

第2条 甲は、本合併に際して、普通株式を発行し、本合併が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された各株主（甲及び乙を除く。）に対し、その所有する乙の普通株式に代えて、当該普通株式1株につき甲の普通株式4株の割合をもって割当交付する。

(増加すべき資本金等)

第3条 甲が本合併により増加すべき資本金及び準備金等の額は、以下のとおりとする。ただし、効力発生日前日における乙の資産及び負債の状態により、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

- (1) 資本金 会社計算規則第35条に定める株主資本等変動額の2分の1の額（円未満切り上げ）
- (2) 資本準備金 会社計算規則第35条に定める株主資本等変動額から資本金の増加額を控除した額
- (3) 利益準備金 0円
- (4) その他資本準備金 0円

(効力発生日)

第4条 本合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、平成25年4月1日とする。ただし、前日までに合併に必要な手続きが遂行できないときは、甲及び乙が協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

(会社財産の引継)

第5条 乙は、平成23年12月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算書を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加減した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

- 2 乙は、平成23年12月31日以降、効力発生日に至るまでの間に生じたその資産、負債の変動については、別に計算書を添付して、その内容を甲に明示しなければならない。

(会社財産の善管注意義務)

第6条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し合意のうえ、これを実行する。

(従業員の処遇)

第7条 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員を甲の従業員として引継ぐものとする。なお、詳細については甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(合併承認総会)

第8条 本合併は、甲においては会社法第796条第3項に定める簡易合併の手続きにより、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとし、乙においては、平成25年2月20日までに株主総会を開催し、本契約書の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第9条 本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議のうえ、本契約を変更し又は解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は法令に定める関係官庁等又は甲の承認を受けることができない場合、又は第8条に定める乙の合併承認総会の決議による本契約の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

(本契約規定以外の事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、甲が本書を保有し、乙はその写しを保有するものとする。

平成25年2月1日

(甲) 新潟県佐渡市両津湊353番地
佐渡汽船株式会社
代表取締役 小川 健

(乙) 新潟県新潟市中央区万代島8番26号
日本海内航汽船株式会社
代表取締役 池田 謙一

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

(訂正前)

現時点では未定であります。

(訂正後)

① 算定の基礎及び経緯

合併比率については、朱鷺ファイナンシャルアドバイザー有限責任事業組合を第三者機関として選定して依頼し、その算定結果を参考として合併当事者間において決定したものであります。朱鷺ファイナンシャルアドバイザーは、当社につきましては、当社株式は上場株式であり、市場株価が存在するため市場株価平均法で、日本海内航汽船株式会社は、非上場会社であり、市場株価が存在しないため、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式により合併比率を算定いたしました。

② 算定機関との関係

算定機関である朱鷺ファイナンシャルアドバイザーは、当社及び日本海内航汽船株式会社との間に特別な利害関係はありません。

以 上